

平成24年第3回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成24年9月12日（水）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時 平成24年9月12日（水曜日） 午前10時00分～午前11時32分

会 場 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

2番 佐藤文子 10番 富岡喜芳 15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英 22番 本間輝男 25番 橋村誠
30番 鎌田正

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫	議会事務局長：佐々木誠治
神岡支所長：鈴木直樹	西仙北支所長：今野幸宏
中仙支所長：皆川貢	協和支所長：武田春樹
南外支所長：伊藤敏夫	仙北支所長：佐々木ジョージ
太田支所長：草薨均	総務課長：伊藤義之
総務部次長兼防災管理監：郡山茂樹	会計管理者：柴田敬史
秘書課長：富樫公誠	総務部次長兼財政課長：佐藤芳彦
契約検査課長：久保江信晴	総務部次長兼税務課長：佐藤哲男
管財課長：舩屋博之	総合防災課長：進藤久
選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄	監査委員事務局長：佐藤智弘
環境交通安全課長：平寛二	市民部次長兼国保年金課長：小野地淳司
市民課長：佐々木恭子	消費生活相談室長：西村とも子

議会事務局職員出席者

次長 竹内徳幸

審議案件

- 第1 議案第141号 大仙市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第2 議案第142号 町の区域の変更について
 - 第3 議案第147号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第4号）
 - 第4 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
 - 第5 閉会中の委員派遣について
-

午前10時00分 開会

○委員長（渡邊秀俊） おはようございます。委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

付託案件の審査に入る前に、各委員にご報告申し上げます。本日9時30分から、議長室において、議会改革推進会議の武田委員長から、議長に対し「市政懇談会実施報告書」が提出されました。その後、お手元に配付しておりますとおり、市民から出された要望・提言のうち、担当常任委員会所管の項目について、議長から調査依頼がありました。つきましては、「調査依頼書」の各項目について、今後、所管事務調査等を実施し、回答することになりますので、よろしくお願い申し上げます。なお、調査結果については、ホームページに掲載されるとともに、来年度実施される「市政懇談会」の資料になるものであります。このようなことから、調査は、来年の6月定例会前までに結論を出すこととなりますが、調査時期等については、委員長にご一任くださるようお願いいたします。

それでは、付託案件について審査して参ります。なお、審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、総務部・市民部の順に審査し、その後、両部に係わる補正予算等について審査を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、元吉総務部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○総務部長（元吉峯夫） おはようございます。本日の総務民生常任委員会でご審議いただきます案件のうち、総務部関係の議案は、災害対策基本法の一部改正に伴う関係条例の一部改正、大曲福住町の一部の区域変更及び消防団員安全装備品整備等助成金に関わる平成24年度一般会計補正予算第4号でございます。詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、議案第141号、「災害対策基本法の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整理について」を議題といたします。当局の説明を求めます。進藤総合防災課長。

- 総合防災課長（進藤久） 議案第141号『災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定』についてご説明申し上げます。資料ナンバー「1」の11ページをご覧ください。

平成24年6月27日に施行された災害対策基本法の一部改正により、国及び地方公共団体における防災会議及び災害対策本部の役割が見直されたため、所要の補正を行うものであります。改正内容につきましては、12ページをご覧ください。始めに、大仙市防災会議条例の一部改正であります。防災会議の所掌事務の改正及び追加でございます。所掌事務のうち「災害に関する情報を収集すること」から「市長の諮問に応じて重要事項を審議すること」と改めるとともに、「当該重要事項に関し、市長に意見を述べること」を加えるものであります。これは、災害発生時、特に災害応急対策の段階では、防災会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも、災害対策本部において一元的にそれらの事務を行うことが効果的であるものと考えられ、これを見直しして防災会議と災害対策本部の所掌事務について明確化を図ったものであります。また、これまで「防災に関する重要事項の審議」について所掌事務として規定されておらなかったため、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、これを追加したものであります。さらに、防災会議の委員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから市長が任命する者」を専任できるように追加されたものであります。この自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者とは、広く自主防災組織の代表者や、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定しています。

次に、大仙市災害対策本部条例の改正について、ご説明申し上げます。これは、根拠条項の改正でありまして、市町村災害対策本部に係る根拠条は、改正前は都道府県災害対策本部と同一の根拠条で災害対策基本法第23条であったが、別個に新設されたことに伴い、根拠条項を「第23条第7項」から「第23条の2第8項」に改めるものであります。以上、条例改正の説明を終わらせていただきますが、よろしく審議いただきご承認賜りますようお願いいたします。

- 委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） この防災会議というのは、災害がある度に行われるものではなく、

災害対策計画だとか、こういったものを作成する上での基本的な会議というふうなことで、恐らく年に、定期的を開くとかの予定なのかと思えますけれども、これまでの防災会議の開催状況と、これからの防災会議というものの開催計画というふうなものはどのように考えているのかということ、それから、構成員の追加で、自主防災組織等の代表者、学識経験者が含まれるようですが、何名くらいを入れて、会議の委員構成になるのか、外部からの、これまでは消防団長だとか、そういった方々が入っておったわけですが、この対策会議というふうなものの開催にあたっての費用弁償等、そういったものがあるのかどうか、その3つについて教えてください。

○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） はじめに、ご質問ありました防災会議につきまして、これまでの開催経過を報告いたしますが、実は、調べてみますと、地域防災計画を作った年に初めて開催いたしまして、これが平成19年度でございますが、それ以降、地域防災計画の見直し等に着手してございませんでしたので、これまで全く開催を行っておりませんでした。

この度、この条例改正を受けまして、委員を新たに任命する必要性もございますので、この後当局の方々に、委員の選任につきましていろいろ取り決めさせていただきますが、今考えておりますのは、女性の登用を、1人の女性委員しかございませんので、まずは学校関係の養護教諭の先生方を代表いたしまして、1人加えさせていただこうかと検討してございます。と申しますのは、学校関係がほとんど避難所の指定になってございます。そういった際に、避難所の救護関係を開催するにあたり、養護教諭の先生方がいらっしゃるとう非常に活用しやすいのではなかろうかということでございます。さらに、昨年度の12月に開催いたしました、健康増進センター所轄の医療等を考える会議でございますけれども、この際に、歯科医師会の方から、この防災会議の委員に加えていただきたいという要請がございまして、歯科医師会の代表者を1名加えさせていただくということで検討する予定でございます。また、さらに女性委員といたしましては、現在女性消防団が36名ほど構成されておまして、この女性消防団から1名、さらに防災組織を立ち上げる際に、今年度50名の防災士の資格取得いたしました。この防災士の中から、女性で長らく資格をお持ちの方もいらっしゃいますので、この女性防災士の方を選任しようかと、今検討しているところでございます。また、費用でございますけれども、予算の中に6,000円ほど資金、計画しておりますので、これを充てるものと

考えております。

いずれにいたしましても、年内に、昨年地域防災計画の、さまざまな施設等の名称が変わっている箇所等がございます。組織の変更等に伴って地域防災計画のそういった字句の訂正箇所を半年かけて修正してございますので、この修正箇所をこの防災会議に取り諮りまして、検討していただき、ひいては来年度、さらに、想定被害等の見直し等もございますので、引き続き来年度に向けて顔合わせを兼ねて、年内にはこの防災会議を新しい委員の委嘱と併せて開催したいと考えております。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうすると、この会議は、随時開催というふうなことで捉えていいのですか。定期開催ではないのですか。

○総合防災課長（進藤久） 条文の中には、定期的な開催ということは掲げてございません。ですので地域防災計画について、審議する中身になっておりますので、これまで大きな改正がございませんでしたので、会議を招集する機会がなかったと捉えております。

○委員（佐藤文子） 分かりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） つぎに、議案第142号「町の区域の変更について」を議題いたします。当局の説明を求めます。伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 議案第142号 町の区域の変更についてご説明申し上げます。議案書の13ページと14ページになります。本件につきましては、大曲通町地区第1種市街地再開発事業の施行に伴い、本年の第1回定例会において、事業施行区域に係る

町界変更の議決をいただいております。この議決を受けまして、登記の手続きをしようとしたところ、区域に隣接する市道の一部が事業区域内に存在することが判明したため、事業施行者である組合から再度町界変更の依頼があったものであり、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。具体的には、お手元の図面をご覧ください。図面の左側が北になりますが、薄緑で塗っているところが前回ご承認いただいた部分です。今回議決いただく部分が黄色の部分で、図面に有りますとおり、道路の隅切りの部分で大曲福住町164番2、面積6,25㎡を大曲通町に変更するという内容であります。以上ご説明申し上げましたが、よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 無地番というのはどういう解釈すればいいですか。

○総務部長（元吉峯夫） 通常無地番の場合は、いわゆる赤道とか青道と、水路とかそういう道路とか、水路の場合無地番という、になります。こういう場所を表記する場合は、例えば大曲福住町160番1の地先の道路というような表記をすることになります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） これよ、赤道でわかったでも、基本的にこれ、今まで全然手掛けねで、そのまんまにしてきたことだしべ。流れからすれば。誰の所有でもない、国の所有みたいな形で、何とも言えねどごだべども。これ、駅前開発の段階ではもう最初から分かってらやつですか。

○委員長（渡邊秀俊） 元吉総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） ここは一度区画整理した場所ですので、その分の、ちょっと、詳細調べてみなければ分かりませんが、多分換地操作の中で、赤道部分をここの公衆用道路分として持ってきたのではないかなというふうに思いますけれども、そこはちょっと区画整理の方に確認しないとちょっと分かりませんが。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） これ恐らくあれだしべ。赤道部分がかなりあったところをここに集積したという意味だしべ。でねしか。

○総務部長（元吉峯夫） そういうことだと思います。

○委員（本間輝男） 言い方悪ども、これだけの面積といえ、公道だしべ、な、だから

恐らくこれ、あそこら辺の周辺のもの、赤道をここさ集積してやったことだしべ。本来であればその段階で、やっぱりきちっと番地付けねばいけなかった可能性もあるんだしべ。まあいいか、税金の関係もあるし、いいし、いい分かった、終わります。ちょっと休憩、委員長。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時27分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。他に質疑のある方はお願いします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第147号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」の内、総務部関係についてを議題といたします。所管する補正予算について説明をお願いします。進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 議案第147号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、総合防災課所管分についてご説明申し上げます。資料ナンバー「2」の補正予算書によりまして説明いたします。始めに、補正予算書の10ページの下段「寄付金」の欄をご覧ください。17款1項3目1節 民生費寄付金の補正額1万9千円でございますが、これは、市内の1事業所から4回に渡って、東日本大震災に関して、いただいた寄付金19,610円を補正するものであります。補正前の額500万1千円から1万9千円を増額補正して合計額502万円になります。頂戴した寄付金は、被災地・被災者支援事業に有効に活用させていただいております。関連する歳出であります

が、14ページをご覧ください。3款5項1目10事業 東日本大震災被災地・被災者支援事業費の財源内訳の一般財源を1万9千円減じ、特定財源のその他を同額増額して財源振替するものであります。

次に、11ページの下段、「諸収入」の欄をご覧ください。20款5項5目18節助成金の補正額96万5千円でございますが、消防団員安全装備品整備等助成事業について、消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金の額が決定いたしましたので補正するものであります。助成事業であります。今年度神岡、協和、南外、太田支団と仙北支団の一部消防団員560名に災害現場における負傷等の防止のため、靴底にアルミ版が入った長靴を購入して支給するものであります。これで全ての消防団員にこの長靴がゆき渡ることになります。

関連する歳出であります。21ページをご覧ください。9款1項2目12事業 消防団管理運営費の財源内訳の一般財源を96万5千円減じ、特定財源のその他を同額増額して財源振替するものであります。以上、よろしく審議いただきご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 総務委員会ですので、歳入をちょっと、財政次長にお聞きします。地方交付税が今このとおり、国が、交付税がだいぶ止まっているような状況で、その影響について、あなたが持っている所管的なこと、まず一つ、もう一つは、これによって今大仙市がどの程度の影響あるのか、詳しいことは結構です。とりあえず、見通しが立たない中で基金繰り入れするのか、崩すのか、そこら辺の状況について、あなたかなり詳しい方ですので、そこら辺を一つ、状況、敢えて歳入私心配ですのでお聞きします。併せて国庫支出金とか県支出金とか、国の補助金とかの状況が、それとは連動しないと思うけれども、そこら辺の状況についてもお聞きしたいと思えます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） お答え申し上げます。まず、地方交付税の関係です。特に地方交付税の中でも普通交付税に関するお尋ねだと思います。普通交付税の場合は、今年度既に閣議決定をされております。ですから最終的な交付見込額は決まっております。この額は24年度は196億1,700万円というふうに算定されてございます。前年度が196億9千万円でしたので、7千万円程度の前年度よりの減額という

形でございます。実際に普通交付税は、4月から4回に分かれて交付されております。今本間議員がおっしゃったことにつきましては、公債特例法案が国でまだ、国会が通っておりませんので、国の予算の執行が今抑制ということで、その方針が示されております。この中で、地方公共団体が影響を受けるのが、いわゆる地方交付税としてもらう分という形になります。これは、9月が交付月になっております。最終的には、9月10日の日に、資金は、市町村分については9月分については全額交付を受けております。ですから、今のところはまず市町村分については、影響はないということでありまして。それから、都道府県については、影響を受けているということで、地方公共団体そのものが独自で借入れをする必要があります。それから、市町村分についてもこの後、先ほど申し上げました、法案がいつ国会が通るか分からない状況にありますので、この法案が通らなければ更にその国の一般会計の予算の執行の抑制方針というのは厳しくなるものというふうに思っております。この後、11月にも交付があります。これが最終交付になります。ですからその段階では、今の現状で進みますと地方公共団体に対しても何らかの影響が出てくる可能性があるというふうに思っております。以上であります。

○委員（本間輝男） 基金を崩すかどうかの覚悟はしているのかどうか、ちょっと。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 今の資金繰りの状況は、実は9月というのは市の借金、これは9月と3月の支払いが、非常に多額なものがありますので、通常でありますと交付税が入ってきて、それで支払うことが出来ると、まあ、たまたま今月は先ほどお話し申し上げましたとおり10日に入金になっております。ただ、今後の見込みがたっておりませんので、それについてはやはり今ある基金の繰り替え運用をしていくとか、あるいは一時借入金という手だても、今後の、先ほど申しました法律案の成案の見込み如何に関わりますけれども、そういった資金繰りに関する手だては必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） もう一つ、大仙市も扶助費がだいぶ増えてくる中で、国庫が2分の1、あと県が2分の1市町村が2分の1ということで、扶助費全体の4分の1が市町村単位で負担する流れだと思っただけけれども、この扶助費について、県の方で、非常に交付税が少なく入っている状況の中で、影響はねしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 今国の方の予算の抑制方針の中身を見ますと、い

わゆる補助金の中でも裁量的補助金については執行を留保するよう務めるというふうに書かれております。ただ、今議員が言われました扶助費の関係につきましては、これは法律に定められております、裁量以外の負担金という形になります。補助金じゃなくて負担金という形になります。こういったものにつきましては、この予算執行抑制方針の範疇には入ってございませんけれども、同じ福祉関係でも裁量的補助金に該当するものはこれらの影響を受けるものも出てくるのではないかというふうに思います。

○委員（本間輝男） 終わります。

○委員長（渡邊秀俊） 他に質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 寄附金の、4回にわたる入金というふうなことのようでしたけれども、それは今年度4月に入ってからの入金ですか、全て。

○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） ご質問の、4月以降からという表現でございますが、1回目は5月21日、2回目が6月12日、3回目が7月11日、4回目が8月4日の4回部分でございます。

○委員（佐藤文子） 年度内の寄附金なのであれば問題ないというふうなことで、分かりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。討論及び採決は、後ほど市民部と一緒にまいります。

○委員長（渡邊秀俊） 以上をもちまして、総務部関係の審査は終了しましたが、議案第147号については、後ほど市民部と一緒に討論及び採決いたしますので、関係者はご出席願います。市民部と入れ替えのため、暫時休憩いたします。総務部長については、引き続き出席をお願いいたします。

午前10時39分 休憩

午前10時44分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより、市民部の議案等について審査いたします。山谷市民部長が都合により欠席しておりますので、挨拶を省

略し早速議案等について審査いたします。説明は、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、簡潔にお願いします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（渡邊秀俊） これより、議案第147号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」の内、市民部関係についてを議題といたします。所管する補正予算について、説明をお願いします。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 補正予算書11ページをお願いします。歳入18款繰入金1繰入金1基金繰入金6節環境保全基金繰入金については、2,571千円を補正し、補正後の予算額を同額とするものです。これは、古種沢川において土砂及び樹木等により流れが阻害されている箇所があり、降雨時に河川氾濫等の危険があるため、緊急に整備する必要があるものであります。

歳入20款諸収入5項雑入05目雑入89仙北市環境保全センター負担金返還金 2,775千円については、旧角館町ほか3か町村公衆衛生施設組合ごみ処理施設整備費の旧中仙町分償還金について、償還終了時の平成24年度まで大仙市が負担することとしていたが、仙北市の錯誤により、大仙市が平成22年度までに支払いした負担金に過払いが生じていることから、その過払い分を返還していただくものです。

次に15ページをお願いします。4款2項1目41事業ごみ集積所設置費補助金については、800千円を補正し、補正後の予算現額を2,600千円とするものです。これは、4月3日から4日にかけての風害により、補助金交付要綱を一部改正し、災害に係る補助額を加算したことにより、当初見込み以上に申請が増えたことから補正を行うものであります。7月末現在の申請額は、1,660,076円で、例年の8月から3月までの申請額を加える2,600千円となるものです。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） すいません、11ページの基金繰入金のところ、もうちょっと詳しくご説明願えますか、協和のことについて。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） これは、歳出の方では道路河川課の方に該当する歳出がなっておるわけでありまして。それで、河川維持管理費に置かれます。8款5項1目11事業になっております。事業の目的でありますけれども、河川に対し来た土砂及び流れ

を阻害している樹木等を除去し、河川の流下能力向上を図るというものであります。この事業量につきましては、古種沢川、県の環境保全センターから流れ出る、淀川までつながる川でございますけれども、事業の中身は延長200メートルの河道生成、雑木除根ということでありまして、以上であります。・・・この繰入金につきましては、毎年県の方から2,300万円交付金として支払われている積立金でございます。その内、この257万1千円を取り崩して河川維持管理に充てるというものであります。協和地域分については、これに、取り崩しまして、河川整備に充てると、こういうものでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 課長、これあれだしべ。県からこの予算が入ったから、1回基金に入れて、そこから運用するというような意味だしべ。はっきり言えば、全額認められたから1回基金に入れて、な、それを。

○委員長（渡邊秀俊） はい、財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 協和の保全基金の関係につきましては、条例の中に、まず、協和地域の住民に限定した形の基金の使い道が限定されておる基金であります。で、先ほど話しありましたとおり、環境保全基金が上流部にあるために、主として下流部の皆さん方に、簡単に言えばご迷惑おかけするという事で県から毎年2,300万円が入って来るといふ、市では、今現在23年度末で大体1億2千万くらいの残高があります。これを、協和地域の住民の、条例上でこれこれに使いますというふうに、こう規定されておりますので、今回協和支所の方から特にその古種沢川というのが、その環境保全センターの下流部にあつて、いま、県の方でも、河川の、県管理の河川についてはきちっとその、下の方の、河川の整正をやるということで、市の方もやはりその、どっちにしろ県の河川の方に流れて行きますので、市の方も流れていく部分について一緒に工事をやりましょうということで、県と話し合いがありまして、その中の一つとして古種沢川については、協和支所の方からも、今回これにつきましては財源として協和の環境保全基金を充当してできる事業じゃないかということで、協議を行っております。そういった関係で、一般財源ではなくて、協和の保全基金を活用して、この事業を行わせていただくというものであります。

○委員長（渡邊秀俊） はい。

○議長（鎌田正） 財政課長、2,300万円県から来るんだしべ、その内から257万

1千円出しているんだしべ、そういう意味でねが。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 県からまず頂くお金は今のところ毎年2,300万円で、それを一旦基金に積み増しをします。今年の当初予算でもそれぞれこの基金を利用して何々をやりますということ、協和支所の方を中心として事業を組み立てているので、毎年、必ず2,300万円を、その分を使うというわけじゃなくて、多い年もあるし少ない年もあるんですけれども、実は当初予算で、今年の場合は当初予算で実は3,500万円をこの基金を取り崩して使うことで予算組まれております。

○委員長（渡邊秀俊） はい。

○議長（鎌田正） 課長、次長、そういう意味じゃなくて、県から毎年2,300万この環境基金さ入るべ、ということだぎよ。その内から257万1千円を崩すという意味だしべ。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 今のところ県から頂くお金は2,300万円ということ。

○議長（鎌田正） 簡単に言えば、2,300万の250万使ったから、2千万くらいしか、2,050万円くらいしか金がないことだべた、今年の方は。基金さ入れた分は。それからもう一つ、これは担当課でねがらおかしい言い方する、あなた方さ言ってもしょうがねべども、この河川維持管理も分かった、なして2つで、うちで出さねば出来ね、半分はまず工事費で250万出すのはいいぎよ。一般からまた250万出すことだしべ。500万かかるから。市で。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 実は、説明が不足でしたけれども、3つの河川を、河道を整正するというので、古種沢は257万1千円だしよね、それからもう2つの河川で、一つは、全部協和の河川です。奥山川というのと稲沢川、それぞれ重機の借上げとかで同様にやるということ。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 確認の意味だ、これ。休憩でもいいです。もう一回確認、財政課長。今議長聞いたとおり、2,300万の中さ257万1千円入っているという解釈だか。んだべ。だとすれば、繰入金が、ここで257万円が、別に入っているという解釈になるんだよな、この表記見れば。歳入として起きている以上。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 毎年県から頂くお金は2,300万円なので、もらって基金に積み増ししますよね、去年までの残高は実は1億2,900万円残高があ

るんです。ですから、それを毎年2,300万円使えばチャラなることだしども、多く使う年もあるし少なく使う年もあるので、そういった形で今年はたまたま2,300万円より多く使うということです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） へばよ、委員長、これ、環境保全基金繰入金という後さ、基金の積立金からの流用なり、支出行為だというふうに書いてもらった方が分かりやすい。基金からの借り入れだしべ。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 繰入というよりもむしろ繰り出しという、基金から見れば繰り出しなるしよね、ただ一般会計から見れば繰入金という形になるんです。基金から見ればあくまでも繰り出し、一般会計から見れば繰入です。そこの、予算上の表記の仕方なんだしども。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時01分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。なお、説明資料はもっと分かりやすく表記するようにお願いしたいと思います。他に質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にを行います。

○委員長（渡邊秀俊） ここで、暫時休憩いたします。議案第147号については、休憩後に討論及び採決いたしますので、それに係わる職員以外の方は退席して下さい。

午前11時02分 休憩

（総務部関係課長入室）

午前11時06分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより、議案第147号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を再び議題といたします。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより議案第147号を採決いたします。
本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

-
- 委員長（渡邊秀俊） 次に、閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件についてお諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

-
- 委員長（渡邊秀俊） 次に、閉会中の委員派遣について、お諮りいたします。常任委員会行政視察のため、閉会中の委員派遣を行うに当たり、お手元に配付しておりますとおり、「委員派遣承認要求書」を、議長に対し提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

-
- 委員長（渡邊秀俊） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決しました。以上で、当委員会に付託された事件の審査は全て終了いたしました。

-
- 委員長（渡邊秀俊） その他、委員から何かございませんか。はい、本間委員。

- 委員（本間輝男） 参考のためにお聞きします。きちっとやっていればそれで結構です。

たまたま平課長おいでのようですのでお聞きしますが、6月定例で墓地公園の返還金31万5千円のことについて、予算執行は認めるという形で皆さんのご了解だということになっています。事実そのとおりです。その時の経緯の中で、支出行為が出来るというだけで、支出行為そのものの、行為の所在、また責任、それから誰が起案してどこで処理するのかというようなことについて、山谷部長からきちんとした形で対応して支出行為を起こしたいというような答弁があったというふうに私解釈してますが、そのとおり、要綱なり規則なり、何らかの形で法整備、条例を整備した形で執行したのかどうか、平課長に確認します。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 6月定例会常任委員会審査におきましてご指摘を受けました墓地公園設置条例等の中に、返還について随時とかいつでもとか支払えるような文言を明記しているのかと、なければ明記すべきであると思うがどうかのご意見を頂きまして、条例や規則、契約書の中には返還の時期等については明記されていないなど、不明瞭な部分がありますので、今後対処して参りたいとその時点で回答しております。委員会終了後の6月18日に、常任委員会での質疑応答についての報告がありまして、その場において墓地公園の返還金について内容を報告し、返還の時期等について明記する必要があるか確認しておくようにとの指示を受けておりました。それを受けまして、総務課と協議を行いましたところ、条例等に時期や期限等について謳っているところはないようだとの回答を受けまして、最終的な確認を行わないまま返還処理をしてしまったものであります。この点については、深く反省しております。なお、総務課から大仙市行政手続き条例第5条に基づき申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例の定めに従って判断するために必要とされる基準、審査基準と申しますが、これを定めるものとするという項目がありまして、この基準に従い対応してまいりたいと考えております。今後も、総務課及び財政課等、関係箇所と十分に協議を行って対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 6月18日に総務の法令班と協議したというような形、今お話、18だしな。これ、会計の起案を6月17日に出してるんでね。で、7月2日に執行してらしべ。6月17日の日に起案書出てるんだよ。ということは次の日に起案書起こしての、次の日に法令さ協議したというけれども、規則とか要綱なんて何も整備してねよ。

総務課長、そういう規則とか要綱とか何か定めた経緯あるしか。総務部長でもいいです。

○委員長（渡邊秀俊） 総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 今の墓園の関係に関して申しますと、いずれ永代使用料の返還の規定がない地域、条例がありましたので、それをまず改正して条例上で改正できる条項を設けさせていただきました。その手続きについては、墓園条例の施行規則で定めております。それは施行規則の方に予め謳われておりますので、申請して下さいということです。申請の様式ですとかですね、その様式だけを定めております。じゃあ、いつの時まで処理するかということになりますけれども、これについては今先ほど平が申しましたように、行政手続き条例というのがございまして、その中で標準処理期間というのを定めて公表しておきなさいという定めがございます。それに基づいて事務については、いついつまで、何日以内に処理しますということを決めて、当然公表しなければいけなかったんですけども、その部分が行われていなかったということでもあります、今回のことに関して言えばですね。ですから、その点については事務処理上にちょっと問題があるというふうに思っております。ですから、本間議員おっしゃるように、そのために、新たに要綱とか手続きのための規則とか、そういうことまでするようなケースでは、今回はなかったんですが、ただ、行政手続き条例に基づくいついつまでに処理しなければいけないということを決めておらなかったという、そのままに執行してしまったということでもありますので、その点については誠に申し訳なかったなと思っております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ぶり返すつもりは何もありませんが、私が調べた範囲では、6月18日に総務法令班と協議した中で、そういう手続きに入ったというふうな答弁だったと思うけれども、予算執行に関して6月17日の日に起案書が出てるんだよ。な、はっきり言って。1日前に起案書が出てるのよ。18日に協議したということは、俺さ言わせれば、協議してはじめて起案書を作るのが本来の執行であって、前の日に執行して、手続きに入って18日に法令と協議したなんていうやつは、本来有りえね。まして、公金を支出する、逆戻しさねね流れだとすれば、やっぱり旧法がいっぱい残ってるしべ。というのは旧町村のやつまだ7つも8つも残ってるのよ。そこら辺を善処して下さいと山谷部長にも言ったし、どっかで一本化しねばいけねと、だとすれば、戻すことが出来るでなくて速やかに戻さなければならぬとか、何らかの方法をとらなければ執行上これ非常に過ち起こる可能性があるのよ。で、あのとき総務部長はいねがったかもしれね

ども、きちんとしたかたちで公金を支出するためには、それなりの法の整備なり規則なり要綱定めて行く方向で善処しますという答弁した。な、総務部長さ言ってるわけでねど。ところがそれを18日に協議した前に起案書作ってるということは、俺に言わせれば、1日前にやったということは、もう通常の範囲の中で起案書を作って7月2日に予算執行するということだとすれば、通り一遍の流れの中でただやっただけだと、で、はっきり言えば、議会の委員会答弁というのはやっぱりきちんとした形で善処するなり前向きにということはやっぱりきちんと結果出さねばだめだ、と私は思う。そこら辺をやっぱり課長なり部長がきちんとした形でないと、一応31万5千円であろうが、公金である以上はやっぱりきちんと、総務も目を通して、法令の中で、条例の中で、規則の中で、要綱の中で定めた中で、公金を返すという形でないと、18日に私ども総務と協議しましたと、ところが実際会計では17日の日に起案書出てるんだよ、して7月2日に執行してるんだよ。それで話あわねべつなだ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 本間議員ご指摘のとおりだと思います。指摘があった時点できちんと条例、規則、決まり事にきちんと当たって、そういった上で、確認をした上で、当然支出伝票起こす、当然そういう事務手続きだと私も思います。その点についてはこの後全庁的にももうちょっときちんと対応するように指導して参りたいと思いますので、どうかひとつ、今回はどうか、申し訳ございませんでしたとお詫びを申し上げますので、なんとかよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（本間輝男） これやっぱりしよ、12月定例まできちっとした形で、墓地公園条例に関して、条例を直すという、きちんとした形で課長、これ出来ね、出来るしべ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 条例については、多分おっしゃってるのは、今現在旧市町村の条例を引きずってますので、8本あるんですよ、墓園が8箇所ありますので、それを一本化にというお話だと思います。実は、私がいたときに、それ一本化ということで検討しました。実はですね、ご承知のように、例えば大曲とか神岡とか、造成費をかけてきちっと公募して分譲して、しかも管理費を取ってとやってる墓園と、地域の方々のいわゆるその共同墓地的なところで、例えば草刈りだけ人がやってるとか、そういう墓園もあるんですよ。それを一つの条例にまとめた場合、逆に条項が非常に煩雑になって、運用上難しいなというふうな、当時は検討した経緯があります。それで、今現在の条例8

本なってますけれども、そういう形で今のところは運用しているところなんですけれども。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 26 分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。平課長、一言、この件に関して。

○環境交通安全課長（平寛二） この度は誠に申し訳ございませんでした。がんばってまたやって参りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 当局から何かございませんか。はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 市民部から一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、市議会基本条例第 10 号の「計画等の議決事項」に基づき、説明させていただきたいと思います。資料については、「総務民生常任委員会資料」と平成 20 年 4 月に策定した「基本計画書」を準備しておりますが、委員会資料にて説明させていただきます。

資料 1 P 目、大仙市一般廃棄物処理基本計画の概要についてであります。本計画は総合計画及び環境基本計画を上位計画として位置づけ、廃棄物の発生抑制と再利用及び再生利用を推進するため、ごみ処理に係る取組を体系的に定めたもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村に策定が義務づけられている計画であります。計画期間は、平成 20 年度から 29 年度までの 10 年間都市、24 年度を中間年度として見直しを図ることとしております。計画の内容といたしましては、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みなど 5 項目に渡り、見直しに係る諮問機関といたしましては、「大仙市廃棄物減量等推進審議会」となっております。計画の見直しに係る今後のスケジュール案につきましては、次のページにありますように、9 月中に見直し原案を作成し、審議委員に送付後、10 月下旬には、1 回目の審議会を開催し、意見等を聴取し、12 月定例会中に常任委員会に説明の上、ご意見等を賜りたいと存じます。委員の皆様のご意見等を踏まえまして、検討を重ねた上で、2 月中に審議会を開催し、諮問のうえ、了承をいただければ、常任委員会に報告させていただきたいと考えております。

なお、主な見直し箇所につきましては、大きく一般廃棄物の発生量の見込みや一般廃棄物の減量化及び再資源化の目標、一般廃棄物の収集運搬体制及び処理方法と廃棄物減量化施策、並びに国・県の廃棄物処理計画等の変更に伴う記載内容の変更等についての

項目になる物と想定しております。以上、ご説明申しあげましたが、今後とも計画の見直しにつきましてご助言ご提言等宜しくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ただいまの説明に対し、何かご質問等ございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 基本的に、この基本計画を立てる際に、ゴミ袋の有料化も始め、減量計画等出したわけですけれども、当初の、18年度に比べて、43%削減するとか、個人1人当りの量減らす、リサイクル率等掲げておったわけですけれども、基本的にこの中間の見直しに当たっては、この目標値というふうなものは、どういう方向に見直しが行われるような状況なのか、その辺教えて下さい。

○環境交通安全課長（平寛二） ゴミの減量化の目標につきましては、29年度50%減という非常に大きな目標を掲げておったわけでございますけれども、その中間年の、現在でありますけれども、中間年の目標にも達しておらない状況でございます。また、リサイクル率につきましても、目標を掲げておったわけですけれども、それもちょっと目標が高かったということでございます。このことにつきましては、さまざまな要因が考えられるところでありまして、例えば、現在スーパーやら、各店舗におきましてリサイクルの収集とかも行っておる関係とか、分別が進んでいないことの調査のためにこの後ゴミの展開調査をしまして、どれくらい、分別の極限というのはどれくらいかということを実際に調べながらですね、目標を設定して参りたいというふうに考えてございますので、目標値は少しは下がるのかなど、分からない点もございますけれども、そこいら辺見比べながら具体的な目標を定めて参りたいと思っております。以上であります。

○委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ないようでございますので、「大仙市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」は終了いたします。

○委員長（渡邊秀俊） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前11時32分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊